

## 第8章 医業税務

### 8-4 特定同族会社の留保金課税について

#### Q 8-4

特定同族会社の留保金課税について教えてください。

#### A 8-4

同族会社とは、株式会社における株主等が3人（これらと特殊の関係にある個人および法人を含みます。）以下で、発行済株式総数または出資金額（自己株式等を除きます。）の50%超を所有する会社を「同族会社」といいます。

同族会社の判定の際の「同族関係者」については、次のように取り扱われます。

特殊 ある 個人 関係 に	① 親族（配偶者、6親等以内の血族および3親等以内の姻族） ② 事実上婚姻関係にある者（いわゆる内縁の妻） ③ 個人的な使用人 ④ その株主から受ける金銭などで生計を維持している者 ⑤ ①～④の者と生計を一にする親族
特殊 ある 法人 関係 に	① 株主本人と上記の特殊関係にある個人が50%超の株式を持つ会社 ② 株主本人と①の会社が50%超の株式を持つ会社 ③ 株主本人と①および②の会社が50%超の株式を持つ会社

現実には、中小企業のほとんどが同族会社で、しかも上位3位グループといわず、代表者の一族（あるいは代表者一家）だけで全株式を所有しているケースが一般的です。

この同族会社に該当しますと、次のように一定の留保金額に特別の税率が付加される他、行為計算の否認がなされえます。

留保金額が、次に掲げる金額（④に掲げる金額にあつては、資本金の額が1億円以下である特定同族会社に限り、）のうち最も多い金額とされました。

- ① 所得基準額（所得等の金額×40%（資本金の額が1億円以下である特定同族会社にあっては、50%））
- ② 定額基準額（年2,000万円）
- ③ 積立金基準額（期末資本金の25%相当額－利益積立金額）
- ④ 自己資本基準（前期末自己資本比率が30%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額）

平成18年度の改正により同族会社の特別税率の制度の適用対象となる会社（以下「特定同族会社」）の判定について、3株主グループによる判定から1グループによる判定に改正されました。

この判定は、あくまでもこの制度の適用の対象となる同族会社の要件として定めるものであり、同族会社の行為計算の否認規定等の法人税法の他の規定の同族会社の定義に影響するものではなく、これらの同族会社は従来どおり3株主グループによる判定となります。

#### 医療法人への適用

医療法人は、医療法第54条により配当が禁止されています。その他の役員賞与の支給（従業員兼務役員はその従業員部部を除く）も禁止されており、内部留保は蓄積するばかりであることを斟酌して留保金課税の適用は従前からありません。従って、この改正は適用されませんが、同族法人の行為計算の否認の適用があることに注意が必要です。

Q&A の最終更新日 :2012-10-29